

平成28年2月1日

貸切バスご利用者 各位

一般社団法人京都府バス協会
貸切委員長 谷口 守弘



バス車内積み込みの弁当の取り扱いについてお願い

平素から貸切バスをご利用いただき、誠に有難うございます。

さて、この度、京都市におきましては、去る平成27年10月1日よりゴミの分別方法に関する条例が変更され、来る平成28年4月1日以降については空き缶・ペットボトル・プラスチック・紙・残飯等々の分別義務が今まで以上に厳しくなり、分別が不十分の場合にはゴミ処理を拒否される状況となりました。

京都市以外の地域におきましても、今後、ゴミの分別基準が厳しくなっていく社会状況になっています。

このような状況において、バス会社でのゴミ処理能力にも限界が生じ、特に車内積み込みのお弁当に関しては処理不能の状態に至っております。

貸切バスご利用の皆様方には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、上記のような環境となりましたので、平成28年4月1日以降につきましては、バス車内積み込みのお弁当柄は乗客の皆様でお持ち帰りいただくか、もしくはお弁当積み込み業者様を通じての弁当柄の回収ご手配を頂きます様お願い申し上げます。

誠にご面倒をお掛けいたしますが、状況をご理解の上、ご協力頂きます様お願い申し上げます。

以上